(様式第2号)

令和2年度第1回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

	1442千及分1四 产座印度报公园、四八度报外设备直云、云城安日
日時	令和2年7月30日(木) 9:30 ~ 11:00
場所	南館3階 小会議室5
出席者	会 長 島田 茂
	委 員 伊藤 明子
	委 員 大月 一弘
	委 員 大久保 規子 (リモート)
	委 員 亀若 浩幸
	事務局 吉田課長,前川係長,矢代主査
事務局	文書法制課
会議の公開	■ 非公開 □ 一部公開
	会議の冒頭に諮り、出席者全員の賛成により決定した。
	〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の
	2以上の賛成が必要〕
	<非公開・一部公開とした場合の理由>
	議題アからエの審査請求の案件については、個人情報等が含まれているため、
	非公開とする。

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題
 - ア 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求 (平成30年7月3日付け) について
 - イ 平成31年3月20日付け芦総課第4391号公文書部分公開決定に係る審査請求 (令和元年5月4日付け)について
 - ウ 令和元年8月20日付芦総課第2376号公文書不存在決定通知書に係る審査請求 (令和元年8月24日付け) について

- エ 令和元年10月1日付芦固審発第64-2号公文書不存在決定に係る審査請求 (令和元年11月4日付け) について
- カ クラウド型学習支援ソフトの導入について
- キ その他

2 提出資料

- 公文書公開運用状況(平成10年度~令和元年度)
- 個人情報保護運用状況(平成27年度~令和元年度)
- ・ 防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置状況及び個人情報の収集,利用及び提供等の管理運用状況について(報告)
- ・ 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集,利用及び提供等の管理運用状況について (報告)

3 審議経過

開会

- (1) 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求 (平成30年7月3日付け) について
 - ア 答申し、本日の審査会をもって審議を終了する。
- (2) 平成31年3月20日付け芦総課第4391号公文書部分公開決定に係る審査請求 (令和元年5月4日付け)について
 - ア 部分決定が妥当であるとの結論を得,答申(案)を検討した。
 - イ 継続審議とした。
- (3) 令和元年8月20日付芦総課第2376号公文書不存在決定通知書に係る審査請求 (令和元年8月24日付け) について
 - ア 次回、答申案について審議する。
- (4) 令和元年10月1日付芦固審発第64-2号公文書不存在決定に係る審査請求 (令和元年11月4日付け)について
 - ア 答申し、本日の審査会をもって審議を終了する。
- (5) クラウド型学習支援ソフトの導入について
 - ア実施機関が議題の説明を行った。

【議題5】

クラウド型学習支援ソフトの導入について

事務局

現在, 芦屋市では, 打出教育文化センターが所管課となり, 市内の小中学校の児童生徒一人ひとりにタブレットを貸与し, そこにクラウド型学習支援ソフトを導入することを検討しています。この学習支援ソフトが, インターネット回線を利用し, 児童生徒の学習情報等を事業者と契約関係にあるクラウドサーバーに保管することとなるため, 学習支援ソフトの利用が, オンライン結合に該当するとして芦屋市個人情報第15条第2項により審査会に諮問されたものです。

昨年も同様の諮問があり、その際は、クラウドサーバーが国内にあるとは限らず、日本の法令が適用されない可能性があることや、クラウドサーバーに保存された個人情報が本来の目的以外に利用されることが前提とされていること、教育委員会内の情報セキュリティポリシーが規定されていないこと等が指摘され、クラウド型学習支援ソフトの導入は適当でないとの答申を頂きました。

今回の諮問内容では、ご指摘いただいた部分については改善されておりますので、ご 審議いただければと思います。

【実施機関説明】

横田所長

前回の諮問の際と大きく環境が変化しており、新型コロナウィルス感染拡大防止に伴い、小中学校が休校となったことを受け、オンライン学習の必要性が急速に高まっております。これに加え、前年度から打ち出されております国の施策である「GIGAスクール構想の実現」も大幅に前倒しされ、児童生徒一人一台PCの早期実現等が今年度中に実施されることとなりました。

また、今年度から実施された新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の 視点に立った授業改善を、ICTを有効に活用し行うことが求められております。

前回審査会よりご指摘いただいた点について見直してまいりました。

まず、前回はございませんでした教育委員会のセキュリティポリシーとして芦屋市教育情報ネットワークシステム対策基準を、本市CIO補佐官にも見てもらいながら作

成しております。さらにクラウドサービスの利用に関して「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準じて「教育情報システムのクラウドサービス利用に係る要領」の案も作成しています。

次に、契約に関して、今回も代理店を通しての契約となるかもしれず、クラウドサービス提供者と直接契約関係にないこともあるため、その際には、クラウドサービス提供者と代理店と市で覚書を交わし、個人情報の適正な管理を促します。今回は、覚書の案を作成し、別紙として諮問書に添付しております。

児童生徒の学習情報等の利用も、本来の学習支援のためだけに利用し、目的外では利用しないということも条件にしております。

また, クラウド型学習支援ソフトの利用に関して, 児童生徒の保護者に, 同意をとる というわけではございませんが, 文書での周知を行います。

参考資料として、今回導入を考えておりますソフトの提供事業者のセキュリティポリシーを添付しております。こちらでも改善点をご確認いただけると思います。 それではご審議をお願いします。

【質疑】

今回参考に示されているソフトは、前回とは異なりますが、なぜでしょうか。

大林主査

委員

前回までの業者では、クラウド事業者に対して日本の法令が適用されること等を確認 することとしている今回の仕様を満たさないため別の業者を選んだためです。

今回お示ししたソフトのオンプレミス版を現在利用していることもあり、操作性や利便性は確認できております。前回の諮問の際にも、このソフトがあればお示ししたかったのですが、今年の6月にリリースされたこともあり、今回お示しさせていただいた次第です。

委員

クラウド化にこだわる理由は何でしょうか。

横田所長

現在のコロナ禍の中で、自宅での学習に利用する、つまりは自宅にタブレットを持ち帰ってインターネット回線に接続して利用するわけですが、その環境をオンプレミスで構築しようとするとセキュリティ上の問題が多い上に、かなりコストがかかってし

まします。

委員

接続環境もクラウドを利用したほうが良いですしね。

委員

覚書を交わしてそれを遵守させるということは、セキュリティポリシーの中で規定されているのでしょうか。

大林主查

要領の条項中に「契約書面上で確認または合意」とありますが、これが覚書を指しております。

委員

サーバー本体が国内にあるということはどこで定められていますか。

大林主査

サーバー本体が国内にないといけないという制限はしておりませんが、要領の25条 3項で日本法令が適用され、管轄裁判所が日本国内であるという条件を付けていま す。

委員

つまりはクラウドサービス提供者が、国内法人のデータセンター事業者と契約できる ことを条件にしていることで、国内法が適用されるということですね。

大林主查

そうです。

島田会長

【審議】

意見はございますか。前回に比べて問題点も改善されているように思えますが。

委員

そうですね、かなり制度としてはしっかり整備されていると思います。あとは、所管 課がしっかり運用できるのであれば問題無いと思います。

島田会長

それでは、容認するとういう方向で答申案を作成しましょう。そこに附帯してしっか り運用してもらうようにという意見を附しましょう。 (6) その他

閉会